令和５年６月 回答分

手紙の概要	回　答
野村運動公園グラウンド整備工事について、手直し補修工事を要請します。 ① グラウンド外周のフェンス工事 ② グラウンド内の野球ベンチおよび手洗い場の配置状況 ③ 防球ネット支柱の根入れ・支柱の通り状況 ④ バックネット付近の水溜り状況	手直し補修工事を要望･要請されていた箇所別に、回答します。 ① グラウンド外周のフェンス工事 外周フェンスの支柱の傾きについては、国等の施工管理基準に記載がないことから、フェンスメーカー、体育施設業者、設計業者、各種協会等に基準の有無の確認を行いましたが、傾きに関する基準はないとのことでした。 しかしながら、基礎およびフェンスの支柱の設置については、施工状況を確認し、適切に設置されていることを確認しています。現状でも、品質上問題がないことを確認していますことから、フェンスの補修を実施する必要性はないと考えています。 また、外周フェンスの段差については、地面に傾斜が生じているため、フェンスを均一の高さで設置した場合に基礎が地面から露出してしまい、風等の荷重が生じた際の安全性が確保できなくなることから、フェンスの基礎が地面に埋まるよう、フェンスに段差を設け設置しています。 ② グラウンド内の野球ベンチおよび手洗い場の配置状況 野球ベンチおよび手洗い場の配置については、競技を行う際に支障をきたすことが判明したため移設しました。 ③ 防球ネット支柱の根入れ･支柱の通り状況 防球ネット支柱の根入れ･支柱の通り状況については、国等の基準に基づき、適正に施工しています。 ④ バックネット付近の水溜まり状況 バックネット付近の水溜りについては、日々の管理として施設の維持管理を委託している指定管理者と協力し対応します。 引き続き検査体制の充実と合わせて、現場管理技術者（市職員）のスキルアップを図れるよう、市として努めます。 なお、今後、本工事の施工が原因による何らかの支障が生じた場合には、施工業者と協議･調整を行っていきたいと考えていますので、御理解をお願いします。 【教育委員会事務局　スポーツ推進課/建設部　公園緑地課】

令和５年６月 回答分

手紙の概要	回　答
ロクハ荘を利用した際に、「母の日缶バッジ作りをやりませんか。すぐに出来ます」と声をかけられました。 事前に何も説明せず参加させ、１０円でも１００円でも事前に説明をし、その上で参加の意思を確認して、了承を得るべきではないでしょうか。全てが終わった後に、「参加費１００円必要です」と言われました。 子育て関係で、要望があります。明石市のような子育て施策を実現いただきたいです。特に、子どもの医療費の１８歳までの無償化、子ども手当の１８歳までの支給をお願いします。	まず、ロクハ荘で行われた「母の日缶バッチ作り」については、指定管理者の事業として実費を徴収して実施されており、参加費が必要である旨を、館内の掲示や職員による口頭での事前説明等により周知したところですが、十分な御説明ができず、職員の対応により御不快な思いをされましたことに、心からお詫びします。 今後、このようなことがないよう、事業に参加される皆様には、丁寧な説明をしたうえで参加の意思確認を行うよう、指定管理者に指示しました。 ロクハ荘では、今後も、サービス向上を心掛けて各種事業の実施に努めますので、御理解をお願いします。 次に、子育て支援については、本市は、これまでから、安心して子どもを産み、子育てができるまちの実現に向け、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談・支援体制や就学前教育・保育の充実などに取り組んできましたが、国・県の動向、本市の子ども・子育て環境の状況や住民ニーズを踏まえた中で、「草津市の次代（みらい）」を見据え、当初予算に追加して、早急に、さらなる市独自の子育て支援施策の強化が必要と判断し、子ども医療費助成の拡大、第3子以降の保育料の無償化や、県内初の取組となる保育施設等の紙おむつの支給をはじめとした関連予算を、令和5年6月定例市議会に提案しました。 子ども医療費助成の拡大については、現在、通院については小学6年生まで、入院については中学3年生までを対象として医療費の助成を行っていますが、令和5年10月から、新たに通院・入院とも高校3年生等（18歳到達日の翌日以後の最初の3月31日を経過していない方）までを助成対象とするための条例改正や補正予算を市議会に提案しています。 なお、児童手当については、現在国において、支給対象年齢の引き上げ等の検討がされており、国の動向を注視しながら、制度改正等がなされれば、必要な措置を講じますので、御理解をお願いします。 【健康福祉部　長寿いきがい課/健康福祉部　保険年金課/子ども未来部　子ども家庭・若者課】
① 草津宿本陣近くの踏切を、ベビーカーを押しながら渡っています。踏切の閉まる頻度が高く、開いてから閉まるまでの時間も短いことが多く、線路内に取り残されることがしばしばあります。地下を通れる歩道があれば、このような危険は回避できると思います。	まず、JRの地下を通る歩道の整備については、歩行者の安全性の向上を図るために有効な手段と考えます。 しかしながら、この整備を実施するにはJRの承諾や、道路の構造上、現在の道路以外の用地取得も必要になることから、周辺の方々の御協力が必要不可欠になります。 現在、本市の道路整備については、緊急性や交通量等を勘案した中で、より緊急度の高い通学路を優先的に整備しています。 今回、現地確認し利用状況等を考慮すると、実施は困難であると考えていますが、踏切が閉まる頻度が高

令和５年６月 回答分

手紙の概要	回　答
② 草津市立総合体育館のトレーニング室の器具がたびたび故障してそのまま使用不可になっていますので、修理していただきたいと思います。	いことや開いてから閉まるまでの時間が短く、線路内に取り残されている危険性について、JR西日本へ申し伝えますので、御理解をお願いします。 次に、草津市立総合体育館のトレーニング室の器具については、修理に時間を要し、御不便をおかけしまして、大変申し訳ありませんでした。 先日、メールで御連絡しましたが、修理が完了しました。 なお、故障がたびたび生じている器具については、更新も検討しながら、市として利用者の皆様の利便性向上に努めたいと考えていますので、御理解をお願いします。 【建設部　道路課/教育委員会事務局　スポーツ推進課】
叔母川上流に蛍を見に行ったところ、大量に蛍を捕まえている親子がいました。 守山市では蛍の保護に関する条例がありますが、草津市は蛍の保護に関するものはないのでしょうか。 自然環境を後世に残すために、何らかの規制がないのか探したのですが見つからず、手紙を書きました。	守山市では、守山のホタルの発生地として国の天然記念物に指定されていた経緯から、「守山市ほたる条例」を制定され、市内全域の河川を「ほたる保護区域」として、ほたるの捕獲禁止などの規制を盛り込むなど、様々なほたる保護の取組を推進しています。 一方、草津市では、これまでホタルなど生き物の捕獲禁止にかかる条例等を制定していませんが、「第3次草津市環境基本計画」の中で「自然とともに生活する環境づくり」を基本方針の一つにしており、当該計画の重点事業の一つである「いきもの自然学校」では、市民一人ひとりが環境の保護や保全を率先した行動を推進するため、志津および笠縫東学区をモデル地区とし、両学区の協議会と市が共催し、年間を通じて環境学習プログラムを実施しています。 今年の6月には昨年度に引き続き、馬場町および集町付近においてホタルの観察会を開催しており、自然の素晴らしさを再発見し、楽しく学んでいただく機会を設け、参加者からも大変好評でした。 今後においても、ホタルを含む生き物やその生育環境の大切さを実感できる地域との連携した活動を推進するとともに、市のホームページなどでこのような取組の情報発信や啓発に取組ますので、御理解をお願いします。 【環境経済部　環境政策課】

令和５年６月 回答分

手紙の概要	回　答
カーボンニュートラルについて調べており、ＳＡＦの有益性を探求していた際に、草津市は食用油の回収を行っておらず、焼却ごみにしていることを知りました。 滋賀県内では、草津市と大津市の自治体以外は何らかの形で回収しています。 今後、カーボンニュートラルの推進のため、資源ごみの回収で食用油の回収を検討してください。	廃食油の回収については、現在のところ滋賀県内では、本市と大津市が廃食油の分別回収を実施していないことや、廃食油が SAF の原料になり、エネルギーの材料の一つであることは承知しているものの、廃食油の取り扱いに至る過去の経緯や現在の有効利用の考え方をお示ししたうえでの回答とします。 昭和52年に琵琶湖で赤潮が大規模に発生したのを機に、「草津市合成洗剤対策市民運動協議会」が結成され、その後、平成元年には「草津市水環境を守る市民運動協議会」に改称し、琵琶湖の水質保全の取組を推進してきました。その取組の中で、平成3年以降、市内の市民センターを拠点に廃食油を回収して粉石けんの原料に、また、平成18年からは回収した廃食油のバイオディーゼル燃料へのリサイクルにも取り組んできました。 その後、平成21年度に協議会は解散に至ったものの、廃食油の回収については、その精神を引き継いだ店舗や施設において継続されていましたが、回収量の減少や安全面を考慮して収束されてきたところです。 現在草津市では、平成30年3月から、廃食油などの焼却ごみを焼却処理する際に生じる熱を利用した「バイオマス発電」を行い、草津市立クリーンセンター全体の電気を賄うとともに、余剰分は電力会社に売電を行い、再生可能エネルギーとして有効利用を図ることで、カーボンニュートラルに寄与しています。 現時点において、廃食油の回収について検討することはありませんが、市としましては、引き続き、カーボンニュートラルの推進に向けた様々な手法を調査・研究したいと考えていますので、御理解をお願いします。 【環境経済部　温暖化対策室】
ＹＭＩＴアリーナの利用に際し、提案です。 ① 既存利用者は、現行３か月前日からの申請を変更し、使用月単位で３か月毎（３～６か月前）に申請。新規団体は突発性のため、既存利用者の空き状態での調整会議形式。 ② 使用用具類の収納容量を増やした収納庫の設置（北側ホール階段下）。	日頃からYMITアリーナの御利用、健康増進に積極的な取組に、お礼します。 まず、YMITアリーナの施設の予約については、総合体育館や草津グリーンスタジアムと同様に、新規団体も含めた全ての利用者様に広く平等に御利用いただけるよう3か月前の日からの予約開始としています。これを御提案の「3か月毎ごとに予約を受け付け、新規利用者はその空き状態での調整会議形式」に変更すると、既存利用者が優先されてしまい、公平性に欠け、新規利用者の使用機会の減少につながると考えています。また、仮押さえ等が増える可能性も考えられることから、予約制度の変更は予定していませんので、御理解をお願いします。

令和５年６月 回答分

手紙の概要	回　答
	なお、予約の手続きについては、利便性の向上のため、ホームページ上で申請を出来るシステムの導入に向けて現在検討しています。 次に、貸出用ロッカーの設置については、本施設では多くの団体に御利用があり、大型のスポーツ用品については都度持ち帰りを原則としています。管理運営の都合上、現在のところ、大型ロッカーの設置は予定していませんので、御理解をお願いします。 【建設部　公園緑地課】
図書館で蔵書にない漫画をリクエストしたいが、漫画はリクエスト受付をしないとのことであった。 リクエスト後の選考があるのは理解出来るが、最初から受付しないのは理解できない。 漫画もリクエスト受付してほしい。	漫画（コミック）のリクエスト受付については、御指摘のとおり、現在、通常の図書と違い、漫画の正式なリクエスト受付は取り扱っていませんが、窓口でも案内していますように、予約（リクエスト）カードに記入いただければ、「購入希望」のお声として、承っています。 通常の図書については、図書館に所蔵していない場合、毎週定期的に司書による選書会議で購入等を検討し、また、滋賀県立図書館をはじめ、県内外の図書館との相互貸借によって提供に努めていますが、残念ながら御用意できない場合もその旨、お返事しています。 一方、漫画については、図書館に所蔵していない場合、現時点では、県立図書館を含めた図書館間での相互貸借実績が少なく、図書館で購入を検討するものが多数という状況です。漫画は、多巻ものが多く、また、近年はWEBコミックの発展も著しく、非常に幅広く多種多様なものが発行されていますが、図書館として選定については年2回程度としており、選書基準としては、賞を受賞する等一定の評価が定まったものを中心に選定しています。 なお、「購入希望」については個別に回答をしていませんが、皆様からのお声として、選定時の参考としています。 今後も、皆さまにとって、より身近でより親しみやすい図書館づくりを推進しますので、御理解をお願いします。 【教育委員会事務局　図書館】

令和５年６月 回答分

〇手紙の概要

「教育部理事からの回答も確認」とありますが、 不十分な内容にもかかわらず許されていることに、驚いています。 今回の回答についても下線部についてのみであり、過去の未回答を合わせ、不十分極まりないです。当初の中学校からの未回答も積み残しになっています。

また、教育委員会の「問題がなかったものと捉えています」には、何か重大なことを隠しているまたは開き直りのようにも感じ取れます。未だに問題が続いているにもかかわらず、そう主張できること、世間でよく問題にされる行政の非常識の賜物に他なりません。

孫は、高校２年生の進級を前にして、いじめの加害生徒と同じクラスにならないかと担任に質問していました。いじめ問題は解決していないのです。また、この問題は、中学３年の約１年間授業がなかった結果として、この損害が時の経過とともに 一生現実化（生涯年収の減少）していく重大事態です。

当初は、いじめ防止対策推進法第２３条第１項に違反し得る、 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことにより、２年生時でいじめは解決されず、３年生時のクラス替えで同じクラスにしないという対策も取られず、５月になって教育委員会・校長の認知するところとなりました。

その後も、 組織的に認知したにもかかわらず、いじめは解決されず、３年生のほぼ１年にわたり別室登校となり教室への復帰ができないまま卒業となった。これは、前記法の目的に規定されている「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害」するものであり、学校の不作為（いじめとも言える。）により生命、心身および財産に重大な被害が生じ、生涯にわたって被害が生じ続ける重大事態であると、ここにあらためて申し立てます。

令和５年６月 回答分

〇１段目

回答を求められた内容	回答	市長への手紙
懲戒処分も含めた厳正な対応	この件については、懲戒権を有する県教育委員会へ報告を行っています。	教師のエコヒイキといういじめで、何人もの証人が存在し、また保護者も無視できない事案ですが、 報告の結果はどうなりましたか。
いじめへの対応についてのすべての小中学校の調査および教育委員会の指導助言等の監査の要請	いじめの認知をした場合は校内組織で対応し、 必ず報告するよう校長会、教頭研修会や生徒指導主事・主任会等を通じ、すべての小中学校で指導しています。	指導が徹底していないから要請しているのです。いじめへの対応に関する、小中学校の調査、 教育委員会の業務監査の要請はしましたか。調査・監査は行われないのですか。
令和２年度、令和３年度のいじめの解決率１００％を訂正するよう指導	いじめの解消は、「いじめ行為が止んでいる状態が３か月継続」「被害者が心身の苦痛を受けていない」という２要件を持って判断しています。しかしながら、これまでは見込みで１００ ％としていましたが、今後、３か月後の状況を反映させ、７月時点での確定値を記載します。	本事案が解決されない限り、１００％はあり得ません。２年生時の担任、３年生時の担任（２年生時の担任から引き継いだと聞いています。）は、いじめを抱え込んでいた。 そして、 校長がこの事案について認知したのは３年生時の５月。にもかかわらず、いじめを解決せず、 重大事態となった。どのように考えているのですか。いじめの解決を放棄し、別室登校のまま卒業させたことは学校のいじめではないですか。３年生の授業を受けさせてもらえなかったことは、一生にわたる重大事態にあたると思いませんでしたか。

令和５年６月 回答分

〇２段目

回答を求められた内容	回答	市長への手紙
少なくとも「現場の状況や事情などを確認して」、 いじめへの対応の現状について御認識いただけたでしょうか。市長自らが行動することが必要なのではないでしょうか。	「草津市いじめ問題連絡協議会」（会長：市長）を定期的に開催し、市内のいじめ問題の状況について委員の皆様との議論も深め、現状を認識しています。この会議で、専門的な知見のある委員の方々の御意見や御助言をいただき、今後のいじめ問題の防止等の取組を推進していきます。	協議会名に「対策」が抜けています。協議会の実態を表したのですか。 同協議会への市長の出欠状況は、答えないのですか。隠蔽ですか。 いじめの認知の段階で抱え込みにより蹟いている状況、初期対応力の無さは、対策がいかにずさんであるかの証拠であることを認識してください。

〇３段目

回答を求められた内容	回答	市長への手紙
いくつもの未回答があるままでは、教育者として問題があるのではないでしょうか。	あなた様からのお手紙 につきましては、回答を求めるという記載がなかったため、「御意見を賜りました」と回答をさせていただいた次第です。	「未回答」「未提出」と明記しています。 「？」を入れたり、 「 ・・・か」と質問と分かるように記載したりしています。 また、５年２月の市長への手紙で追加になった質問もありますが。 質問に回答しない限り、正当性は証明できません。 「申し訳ございませんでした。」で、回答から逃れるのですか。当方の主張を認めたものと解釈します。

令和５年６月 回答分

〇５段目

回答を求められた内容	回答	市長への手紙
中学３年の約１年間授業を受けさせてもらえなかったことは、将来的に向かって心身・財産に重大な被害が生じる、いじめへの対応の悪さに起因する重大事態です。	事案が発生した際、生徒および保護者と充分話をした中での合理的配慮の範囲内で、対応させていただいています。 また、中学校はその後の生徒の様子を高校側に確認をしています。	充分な話はしていません。というよりは、話にならなかったというべき状況でした。１年間、教育を放棄するような非合理なことは受け入れられません。法令違反で、それは教育者自らを否定するものでもあります。教育者が重大事態と判断できなかったことは、信じられないことです。毎日の授業の進捗状況も分からなかった。その報告様式もない。プリント類をもらうのも遅く、試験前は提出物で火の車状態で、試験勉強をする余裕はなかった。授業を受けていないのに同じ試験を受けなければならない理不尽のみでした。特記すべき配慮は何もありません。恨みのみです。 いじめの解決に着手しないのであれば、第三者委員会の設置要求は、外部を通じて行います。「高校側に確認」することは当たり前のことです。高校は丸投げされた形になっている。 いじめ問題は解決していない証拠です。 高校では、この２年生で加害生徒と同じクラスにしなかった（中学校の依頼でしょう） が、中学校３年生では、担任の抱え込みで対策は取られず同じクラスになったため、結果的に別室登校に至ってしまった。当方は抱え込みとは知らなかったので、とても悔やみ、とても恨み、信頼関係は崩壊しました。

令和５年６月 回答分

〇６段目以降

回答を求められた内容	回答	市長への手紙
常識的には、少なくともその理由を回答すべきです。	すでに回答したことに対して、繰り返しになることから、同様の内容になると回答させていただきました。	回答になっていないから、理由をと言っているのです。具体的でない、内容のない回答ばかりで、まともに調査していないように思えます。まさか訴訟対策ではないでしょうね。そうであるならば、この不誠実な対応は、特に教育者として、公序良俗違反に該当すると思いますが、どうでしょう。生徒に対してどのように説明するのですか。
結果的に４か月以上も経って回答するとは、メンバー全員非常識極まりない。「早期解決を図る」ための会議ではないのですか。	本事案をいろいろな角度から再度検証し、検討したことにより、中学校からの対応が４か月以上となりました。	専門家の入る会議で差し控えることを決めたことは、非常識です。何の専門家ですか。 場合によっては、専門家に責任を取っていただくことも考えます。人を馬鹿にした話です。これまでのすべての検証結果と議事録の開示を求めます。
４か月以上回答しなかったことは、人権侵害であり、また公序良俗違反です。 未だに解決していない状況が続いているのです。このままでは永遠に解決率１００％はあり得ません。	本事案をいろいろな角度から再度検証し、検討したことにより、中学校からの対応が４か月以上となりました。いじめの被害にあわれた生徒が、心に傷を負ってしまわれたと認識しております。しかしながら、「いじめの防止等のための基本的な方針」にある２要件により「解消」としています。事案によっては継続してさらに長期の見守りが必要な場合もありますが、１００％に近づける努力を、教育委員会は今後も学校と連携します。	「解消」の意味をもう一度確認してください。「心身の苦痛を感じていない」が最も重要な要件（法令に記載されている）です。 加害生徒は同じ学校にいるのです。いじめが解決していない限り、苦痛を感じたままなのです。法令に違反する解釈をしないでください。今後１００％は口にしないでください。少なくとも本事案を解決しない限り。

令和５年６月 回答分

回答を求められた内容	回答	市長への手紙
いじめが解決されなかったことによる、授業を受けられない、教育機会を確保してもらえなかった不利益は一生ものです。安易に考えていただきたくない。重大な責任問題が存在すると考えます。「いじめの重大事態」であると考えられます。	いじめの認知がされて以降、生徒が教室に入りにくくなり、別室での対応になったことについては、学級での授業を受けることと比べ、不利益が生じたと受け止めています。しかしながら、中学校は生徒および保護者と相談したうえで、無理に授業を受けさせるよりは、別室でできる限りの支援をすることが望ましいと、共通理解、了承をいただいた中で進めた当時の判断は適切であったと考えており、重大な責任問題があるとは考えていません。	何を言っているのかよく分かりません。いじめが解決していないから教室に入れないだけです。授業がないことは、３年生の受験生にとっては特に、与えてはならない不利益です。法令違反でもあり、生涯にわたる不利益です。許されるべきではない重大事態です。 今も変わらずいじめを解決することが重要である。学校がいじめを解決しないことに対して、共通理解、了解などありえな い。信頼関係は崩壊していたので、ほとんど話にはなっていなかった。前記のとおり、支援などない。 いじめを解決しないことは、重大な責任問題以外の何物でもない。
未回答ばかりで、 争点になっていないことを書いたり、２年の時の担任と３年の時の担任のいじめの抱え込みについて触れず、 謝罪もしない。 加害生徒への聞き取りや指導をしないと決定（もともとあり得ないこと）しておきながら、意味の分からない理由の後付けをしたり、悪質極まりない。いじめの解決で、１、２か月の別室登校で数室に復帰していれば、ここまで問題にはならなかったかもしれません。	２年生時にはいじめとして認知していなかったこともありますが、中学校の担任による抱え込みはなかったと確認しております。認知後は、中学校は生徒や保護者と話をし、適切に対応しています。 しかしながら、結果として、もっと早期に復帰できる手立てがなかったのかということは、今後の課題とすべき点であると考えています。	２年生時にいじめを告白したのに、うそを言ったというのですか。生徒を信じられないのですか。勇気を出して言ったのに、かわいそうでなりません。極めて担任の聞き取りの能力がなかった。初期対応力の無さが、生徒の一生を変えてしまったということです。安易に対応するような教師は要りません。 あきれてしまいます。 常識ある教育者はいないのですか。一生にわたる不利益を被った生徒の人生を軽々しく扱わないでください。名

令和５年６月 回答分

回答を求められた内容	回答	市長への手紙
		誉棄損で慰謝料を請求することを考えます。いじめをなぜすぐに解決しなかったのですか。今もなぜ解決しないままなのですか。今日まで、なぜ何もしないのですか。これは、故意または重過失の犯罪に値する事案になってしまいました。
教師と生徒の間に信頼関係はないに等しいと思っています。私としても、何を言われても素直に受け入れることはとてもできないのです。生徒たちもだと思います。	今回の事案で、あなた様と中学校および市教委との間の信頼関係が損なわれたことについては、大変申し訳なく存じます。いじめ防止対策推進法の基本理念に基づき、家庭と学校が連携し、いじめの問題を克服していかなければならないため、今後も協力関係の構築に努めます。	そんなことはどうでもいいです。当たり前のことを言われても、どうしようもない。速やかに中学２年生からのいじめを解決してください。 そして、将来を含め被る損害を賠償してください。人生で重要な時期である中学３年の授業を受けさせてもらえなかった損害は、どれほど生涯に影響を与えるか考えてみてください。

〇手紙の回答

草津市教育委員会としては、これまでの回答のとおり、対応について、問題はなかったものと捉えていますので、御理解をお願いします。

なお、これまでより重ねて「市長への手紙」による御意見をいただいていましたが、今後、引き続きお手紙をいただいても、今回と同様のお答えになりますことを御承知おきください。

※前回の回答文中、「草津市いじめ問題連絡協議会」とあるのは、正しくは「草津市いじめ問題対策連絡協議会」でした。ここにお詫びをして訂正します。御指摘ありがとうございました。

【教育委員会事務局　児童生徒支援課】